

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。